Chance for Children

2014年度 事業報告書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
（本部事務局） 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号 カミヤビル3階
（仙台事務局） 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番24号 錦ビル7階
（東京事務局） 東京都江東区亀戸6丁目54番5号 小川ビル2階

Ⅰ 事業概要

1. 事業構成

(1)公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の 4 事業で構成される。

①被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

②東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

③大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

④児童等に対するアドバイザーの派遣

(2)収益事業等

なし

※児童等とは、小学生から高校生の児童生徒を指す

2. 事業期間

2014年4月1日～2015年3月31日

3. 実施概要

本年度は、次の4事業を実施した。

①及び③の事業運営は本部事務局、②及び④の事業は、仙台事務局を拠点に実施した。

東京事務局では、主に②及び④の事業における資金調達等を行った。

事業内容	実施場所	受益対象者	受益者数
①被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	兵庫県	兵庫県に居住する生活保護受給世帯の高校生	4人
②東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	東日本大震災被災地※	東日本大震災で被災した小学生から高校生の児童等	263人
③大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営	大阪市	大阪市に居住し、市立中学校等に通学している生徒の保護者で、就学援助または生活保護を受けている者	20,000人
④児童等に対するアドバイザーの派遣	仙台事務局	兵庫県に居住する生活保護受給世帯の高校生	4人
	東日本大震災被災地※	東日本大震災で被災した小学生から高校生の児童等	263人

※東日本大震災被災地とは、岩手県、宮城県、福島県等の被災地及び被災後移住した児童等が居住する地域

Ⅱ 実施報告

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)実施内容

兵庫県に居住する生活保護受給世帯の高校生に対して、学校外教育バウチャーを無償提供した。

(2)利用者人数

4人 (高校3年生)

(3)バウチャー給付額

高校3年生　300,000円

(4)バウチャー利用実績

バウチャー利用実績は次の通りである。

・給付額:1,200,000円

・利用額:1,131,120円

・利用率:94.3%(利用額／給付額)

(5)バウチャー利用先

バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスは次の通りである。

なお、バウチャー取扱事業者数は14事業者であった。(2015年3月31日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(6)2015年度新規利用者の決定

・2015年度から新たにバウチャーを利用する新規利用者9人を決定した。

・利用者決定に際しては、公募により申込み(申込者15人)を受け、次の基準で審査を行った。

・審査は当法人職員及び外部アドバイザー1名以上が実施し、常務会が利用者を決定した。

①書類審査基準

[小学生]

・自己向上(自分を高めるための努力をしているかどうか。)

・学習意欲(学習に対して意欲的かどうか。)

[中学生・高校生]

・進学・就職意欲(進学・就職に対して意欲的であるかどうか。)

・自己向上（自分を高めるための努力をしているかどうか。）
・学習意欲（学習に対して意欲的かどうか。）

②面接審査基準
［小学生・中学生・高校生］
・書類審査基準及び日常生活（日常において基本的な生活を送れているかどうか。）

(7)実施スケジュール
①2014年度利用者関係
・2014年 4月 1日　　バウチャー利用開始
・2015年 3月31日　　バウチャー利用有効期限
②2015年度利用者関係
・2015年 2月 2日　　新規利用者募集開始
・2015年 3月 6日　　新規利用者募集締切
・2015年 3月29日　　新規利用者決定

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)実施内容
東日本大震災で被災した児童等に対して、学校外教育バウチャーを無償提供した。

(2)利用者人数
263人（継続利用者:127人、新規利用者:136人）
①学年別利用者数
・小学生 36人（1年生:1人 2年生:3人 3年生:6人 4年生:8人 5年生:8人 6年生:10人）
・中学生114人（1年生:8人 2年生:6人 3年生:100人）
・高校生113人（1年生:42人 2年生:17人 3年生:54人）
②地域別利用者数
・岩手県33人 宮城県187人 福島県37人 栃木県1人 埼玉県2人 神奈川県1人 兵庫県2人

(3)バウチャー給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

(4)バウチャー利用実績

バウチャー利用実績は次の通りである。

・給付額:66,200,000円

・利用額:58,376,258円

・利用率:88.2%(利用額／給付額)

(5)バウチャー利用先

バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスは次の通りである。

なお、バウチャー取扱事業者数は102事業者であった。(2015年3月31日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(6)2014年度新規利用者の決定

・2014年度から新たにバウチャーを利用する新規利用者136人を決定した。

・利用者決定に際しては、公募により申込み(申込者1,807人)を受け、次の基準で審査を行った。

・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定した。

①世帯収入・所得基準

2012年の世帯収入・所得の合計額が次の基準額以下であること、または児童等の保護者が生活保護法の被保護者であることを申込条件とし、収入・所得額及び生活保護受給の有無を審査基準とした。

＜世帯収入・所得基準額＞

世帯人数	給与収入のみの世帯 (給与支払金額)	給与以外の収入のある世帯 (所得金額)
2 人	4,593,000 円	2,890,000 円
3 人	5,681,000 円	3,655,000 円
4 人	6,630,000 円	4,420,000 円
5 人	7,378,000 円	5,185,000 円
6 人	8,551,000 円	5,950,000 円
7 人	9,273,000 円	6,715,000 円

※世帯収入・所得額は、住民票に記載された世帯員のうち18歳以上の世帯員全員の収入・所得金額の合計額

②学習・進学意欲基準【中高生のみ】

申込時に行うアンケート調査の回答から次の項目について審査を行った。

・進学・就職意欲(進学・就職に対して意欲的であるかどうか。)

・自己向上(自分を高めるための努力をしているかどうか。)

・学習意欲(学習に対して意欲的かどうか。)

③学年基準

申込者の学年を審査基準とした。

(7)2015年度継続利用者の決定

・2015年度も引き続きバウチャーを利用する継続利用者150人を決定した。

・継続利用者の決定に際しては、次の基準で審査を行った。

・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定した。

①世帯収入・所得基準

2013年の世帯収入・所得が、前傾(6)①＜世帯収入・所得基準額＞以下であること。

②バウチャー利用率基準

・新規利用者　2015 年 1 月末時点の 2014 年度バウチャー利用率が、25%以上であること。

・継続利用者　2015 年 1 月末時点の 2014 年度バウチャー利用率が、50%以上であること。

※バウチャー利用額には 2015 年 2 月、3 月の利用見込額も含める。

(8)実施スケジュール

①2014年度利用者関係

・2014年 4月 1日　　バウチャー継続利用開始

・2014年 4月22日　　新規利用者募集開始

・2014年 5月31日　　新規利用者募集締切

・2014年 6月20日　　新規利用者決定

・2014年 7月 1日　　バウチャー新規利用開始

・2015年 3月31日　　バウチャー利用有効期限

②2015年度利用者関係

・2015年 2月18日　　継続希望者申込締切

・2015年 3月 5日　　継続利用者決定

・2015年 3月21日　　バウチャー贈呈式開催

3. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

(1)事業概要

家庭の経済状況が子どもの家庭環境に影響を与えることなく、子どもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、学習塾等の学校外教育の利用に係る経費の助成を行う。

(2)事業期間

2014年4月1日から2015年3月31日

(3)対象者

大阪市の区域内に居住地を有し、かつ、市立中学校等に通学している生徒の保護者で、申請日時点において「大阪市児童生徒就学援助制度」の認定を受けている者または2014年4月1日以降に生活保護法に規定する被保護者である者(対象者数:約20,000人)

(4)実施内容

①交付申請の受付

1ヶ月あたり1万円を上限に利用できる塾代助成カード(以下、カードという。)を交付するため、交付申請を受け付けた。

②参画事業者の公募・登録申請の受付

次に掲げる参画事業者(本事業への登録を受けた学習塾等)の対象要件の考え方に基づいて、参画事業者の公募を行い、登録希望者から登録申請を受け付けた。

ア. 1年以上のサービス提供の実績を有する事業者(法人及び任意団体を除く。)

イ. 家庭教師、個人宅への出稽古、通信教育、e-ラーニングは含まない。

ウ. 大阪市区域内の全域から選定する。

※ただし、2015年1月下旬よりア及びイの要件を変更し、「家庭教師や出稽古などの訪問型サービスを提供する事業者」、「事業開始から1年未満の個人事業主」の登録申請を受け付けることとした。

③請求データの作成

参画事業者からのカード利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを大阪市に提出した。なお、参画事業者への学校外教育サービス提供に対する支払額は、カードを利用した額に10%の負担率を乗じた額を控除した額とし、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、大阪市より参画事業者に対して支払いを行った。

④検証・分析

制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者・参画事業者へのアンケート調査の実施・分析等も踏まえ、大阪市に対して本事業における課題及びその解決策等を提示した。

⑤情報管理

利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況並びに参画事業者への支払情報管理を行った。

(5)実施スケジュール

①利用者関係

ア. 2014年度前期(2014年4月～11月)

2014年9月15日まで随時交付申請、継続申請(前年度からの継続利用申請)を受け付け、交付・不交付決定通知書発送等のその後の処理も随時行った。

イ. 2014年度後期(2014年12月～2015年3月)

次のスケジュールにより業務を実施した。また、2015 年 3 月末日まで随時交付申請、継続申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

・2014年 9月 3日～ 9月30日　周知文・交付申請書送付

・2014年 9月 4日～10月21日　交付申請受付

・2014年11月14日～11月20日　交付・不交付決定通知書発送

・2014年11月16日～　　利用開始

ウ. 2015年度前期（2015年4月～9月）

次のスケジュールにより業務を実施した。また、2015 年 3 月末日まで随時交付申請、継続申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

・2015年 1月 9日～ 2月 6日　周知文・交付申請書送付

・2015年 1月13日～ 2月26日　交付申請受付

・2015年 3月31日　　交付・不交付決定通知書発送

②参画事業者関係

2015 年 3 月 31 日まで随時申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

【業務内容等（随時実施）】

・登録申請受付

・登録（受理・不受理）通知発送

・参画事業者説明会開催

(6) 業務運営事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

（代表者）凸版印刷株式会社

（構成員）当法人

4. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 実施内容

大学生等のボランティア（以下、ブラザー・シスターという。）が、学校外教育バウチャーの利用者に対して、学習・進路相談やバウチャー利用に関する助言を行った。

1人の児童等に対して、月に1回30分程度の会話を行い、面談報告書に会話内容等を記録した。

(2) 実施場所

・電話による支援の場合　当法人仙台事務局

・面談による支援の場合　宮城県仙台市、石巻市等の公共施設

(3) ブラザー・シスター登録人数（2015年3月31日時点）

94人（男：29人　女：65人）

※94人のうち40人は、2013年度から継続して登録している者

(4) 研修の実施

ブラザー・シスターは、次の①～③の研修を受講し、必要なスキル・知識等を習得した。

①養成研修

コミュニケーション・スキル、グリーフケア、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シス

ターを養成するための研修。

・研修内容:次の通り(1回目、2回目共通)

内 容	担 当
当法人、本事業の概要	当法人代表理事
子どもの貧困・教育格差について	当法人代表理事
コミュニケーション基礎、実践	コミュニケーション、心理等の専門家
ロールプレイング	
グループワーク	

ア. 1回目

・実 施 日:2014年6月14日、15日

・実施場所:仙台青葉カルチャーセンター(仙台市青葉区一番町2丁目3-10)

・参加人数:77人

・養成人数:54人

イ. 2回目

・実 施 日:2014年9月13日

・実施場所:仙台市民会館(仙台市青葉区桜ヶ丘公園4-1)

・参加人数:5人

・養成人数:5人

②定期研修

児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける、2ヶ月に1回の頻度で行う研修。

実施日	実施場所
2014年4月23日、27日	青葉区中央市民センター(仙台市青葉区一番町2丁目1-4)
2014年6月22日、25日	青葉区中央市民センター
2014年8月19日、20日	仙台市民会館
2014年10月22日、26日	青葉区中央市民センター
2014年12月17日、21日	仙台市民会館
2015年2月22日、24日、25日	仙台市民会館

③スキルアップ研修

ブラザー・シスターのスキルアップや知識の向上を目指したもので、年に2回実施する研修。

ア.1回目

・実 施 日:2014年9月20日、21日

・実施場所:岩手県陸前高田市

・研修内容:被災地沿岸部での宿泊型ボランティア研修

・協 力: 特定非営利活動法人パクト

イ. 2回目

・実 施 日:2015年2月22日、24日

・実施場所:仙台市民会館

・研修内容：専門家による講義。講義テーマは「被災した子どもたちの現状」
・講　　師：小林純子（特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ）

(5) 一般社団法人3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構との連携
震災孤児・遺児に対し、進路相談・学習支援等を通じて夢の実現を助力することを基本理念に掲げて活動する上記機構と連携し、遺児・孤児のいる家庭からの問合せ対応やアドバイザーを派遣した児童等への相談対応業務を行った。

Ⅲ 会議記録

1. 理事会

(1) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第2回理事会
・日　時　2014年6月29日　13時から14時30分まで
・場　所　ハービスENT 貸会議室3号室
・議　題　第1号議案　2013年度事業報告に関する件
第2号議案　2013年度決算案を社員総会に提案する件
第3号議案　2013年度下半期における代表理事等の業務執行状況の報告に関する件
第4号議案　定款の変更を社員総会に提案する件
第5号議案　ミッションの制定を総会に提案する件
第6号議案　役員報酬規程の変更を社員総会に提案する件
第7号議案　旅費規程に関する件
第8号議案　常務会設置規程に関する件

(2) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第3回理事会
・日　時　2014年11月4日　17時から19時30分まで
・場　所　慶應義塾大学　三田キャンパス 東館8階小会議室
・議　題　第1号議案　2013年度収支報告書変更案を社員総会に提案する件
第2号議案　2014年度上半期における代表理事等の業務執行状況の報告に関する件
第3号議案　バウチャー引当金(過年度未使用分)の取扱いに関する件
第4号議案　常務会設置規程の変更に関する件
第5号議案　2015年度バウチャー利用者選考基準に関する件
第6号議案　人事委員会規程に関する件
第7号議案　従たる事務所の移転に関する件

(3) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第1回臨時理事会
・日　時　2014年12月15日　（書面決議）
・議　題　第1号議案　学校外教育バウチャー提供事業実施要綱制定に関する件
第2号議案　2015年度新規バウチャー利用者選考基準に関する件

第3号議案　2015年度継続審査基準に関する件

(4)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第4回理事会

・日　時　　2015年2月27日　18時から19時30分まで

・場　所　　慶應義塾大学　三田キャンパス　北館会議室1

・議　題　　第1号議案　役員報酬規程の変更を社員総会に提案する件

第2号議案　2015年度役員報酬の額を社員総会に提案する件

第3号議案　就業規則の制定に関する件

第4号議案　給与規程の制定に関する件

第5号議案　借り上げ社宅規程の制定に関する件

第6号議案　公益目的事業の追加に関する件

第7号議案　2015年度事業計画書承認の件

第8号議案　2015年度収支予算書承認の件

2. 社員総会

(1)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第2期定時社員総会

・日　時　　2014年6月29日　14時30分から15時まで

・場　所　　ハービスENT 貸会議室3号室

・議　題　　第1号議案　2013年度事業報告に関する件

第2号議案　2013年度決算案に関する件

第3号議案　定款の変更に関する件

第4号議案　ミッションの制定に関する件

第5号議案　役員報酬規程の変更に関する件

(2)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第3回臨時社員総会

・日　時　　2014年11月4日　19時30分から20時まで

・場　所　　慶應義塾大学　三田キャンパス　東館8階小会議室

・議　題　　第1号議案　2013年度収支報告書変更案に関する件

(3)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第4回臨時社員総会

・日　時　　2015年2月27日　19時30分20時まで

・場　所　　慶應義塾大学　三田キャンパス　北館会議室1

・議　題　　第1号議案　役員報酬規程の変更に関する件

第2号議案　2015年度役員報酬の額に関する件

第3号議案　定款の変更に関する件

3. 人事委員会

(1)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　第1回人事委員会

・日　時　　2015年2月27日　17時から18時まで

・場　所　　慶應義塾大学　三田キャンパス　北館会議室1

・議 題　　第1号議案　役員報酬規程の変更を理事会に提案する件
第2号議案　2015年度役員報酬の額を理事会に提案する件
第3号議案　就業規則の制定を理事会に提案する件
第4号議案　給与規程の制定を理事会に提案する件
第5号議案　借り上げ社宅規程の制定を理事会に提案する件
第6号議案　期間の定めのない常勤職員の雇用に関する件

4. 常務会

(1)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン　定例常務会

・頻　度　　2014年7月1日から週1回
・場　所　　本部事務局(今井悠介は東京事務局よりSkypeにて参加)
・出席者　　奥野　慧、今井　悠介
・陪席者　　松本　学(仙台事務局長／2015年3月31日まで)、鈴木　平(仙台事務局員)
・議　長　　奥野　慧
・議事録　　鈴木　平